

(別紙)

厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30日障発第0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
<p>障発0330第5号 令和3年3月30日 一部改正障発0331第8号 令和4年3月31日 一部改正障発0331第19号 令和5年3月31日 <u>一部改正障発0329第41号</u> 令和6年3月29日 <u>最終改正障発0331第28号</u> 令和7年3月31日</p>	<p>障発0330第5号 令和3年3月30日 一部改正障発0331第8号 令和4年3月31日 一部改正障発0331第19号 令和5年3月31日 <u>最終改正障発0329第41号</u> 令和6年3月29日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)</p>
<p>厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について</p>	<p>厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について</p>
<p>厚生労働大臣の定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。）については令和3年3月23日に公布され、</p>	<p>厚生労働大臣の定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号。以下「スコア告示」という。）については令和3年3月23日に公布され、</p>

改正後	現行
<p>令和3年4月1日から施行されたところです。その実施に伴う留意事項は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 届出</p> <p>指定就労継続支援A型事業所等（指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）及び指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）における就労継続支援A型サービス費は、当該指定就労継続支援A型事業所等における利用定員、人員配置に加え、スコア告示の規定により算出される評価点（以下「スコア」という。）の合計点に応じ算定されるが、その算定区分の届出は、スコアの詳細と併せて、当該年度の4月中に都道府県に提出する。</p> <p>なお、届出においては、当該スコアの合計点の算出根拠となる資料等を提出する必要はないが、都道府県知事は必要に応じて、その提出を求めることができる。</p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>令和3年4月1日から施行されたところです。その実施に伴う留意事項は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 届出</p> <p>指定就労継続支援A型事業所等（指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）及び指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）における就労継続支援A型サービス費は、当該指定就労継続支援A型事業所等における利用定員、人員配置に加え、スコア告示の規定により算出される評価点（以下「スコア」という。）の合計点に応じ算定されるが、その算定区分の届出は、スコアの詳細と併せて、当該年度の4月中に都道府県に提出する。</p> <p>なお、届出においては、当該スコアの合計点の算出根拠となる資料等を提出する必要はないが、都道府県知事は必要に応じて、その提出を求めることができる。</p> <p><u>※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、次の取り扱いとする場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出するものとする。</u></p>

改正後	現 行
<p>・「生産活動」のスコア算出に当たり、前年度、前々年度及び前々々年度を「令和元年度」、「平成 30 年度」及び「平成 29 年度」に置き換える場合。</p> <p>2 評価項目及び当該項目の評価方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生産活動</p> <p>評価項目のうち「生産活動」については、就労継続支援A型事業所等における生産活動収支（指定障害福祉サービス基準第 192 条第 2 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第 8 条第 2 項に規定する「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額」をいう。以下同じ。）が当該年度において利用者に支払う賃金の総額以上であることは、就労継続支援 A 型事業所等が就労継続支援 A 型を適切に実施するために必要な最低限の基準であり、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、当該年度の前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支（以下「過去 3 年の生産活動収支」という。）が利用者に支払う賃金の総額以上であるかどうか（指定障害福祉サービス基準第 192 条第 2 項又は指定障害者支援施設基準附則第 8 条第 2 項の要件を満たし</p>	<p>・「生産活動」のスコア算出に当たり、前年度、前々年度及び前々々年度を「令和元年度」、「平成 30 年度」及び「平成 29 年度」に置き換える場合。</p> <p>2 評価項目及び当該項目の評価方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生産活動</p> <p>評価項目のうち「生産活動」については、就労継続支援 A 型事業所等における生産活動収支（指定障害福祉サービス基準第 192 条第 2 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第 8 条第 2 項に規定する「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額」をいう。以下同じ。）が当該年度において利用者に支払う賃金の総額以上であることは、就労継続支援 A 型事業所等が就労継続支援 A 型を適切に実施するために必要な最低限の基準であり、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、当該年度の前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支（以下「過去 3 年の生産活動収支」という。）が利用者に支払う賃金の総額以上であるかどうか（指定障害福祉サービス基準第 192 条第 2 項又は指定障害者支援施設基準附則第 8 条第 2 項の要件を満たし</p>

改正後	現 行
<p>ているかどうか) によって、次の①から⑥までに掲げる区分に応じ、スコアを算定する。</p>	<p>ているかどうか) によって、次の①から⑥までに掲げる区分に応じ、スコアを算定する。</p>
<p>① 過去3年の生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上 60点</p>	<p>① 過去3年の生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上 60点</p>
<p>② 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上(①の場合を除く。) 50点</p>	<p>② 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上(①の場合を除く。) 50点</p>
<p>③ 過去3年の生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う賃金の総額以上 40点</p>	<p>③ 過去3年の生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う賃金の総額以上 40点</p>
<p>④ 過去3年の生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上 20点</p>	<p>④ 過去3年の生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが前々年度に利用者に支払う賃金の総額以上 20点</p>
<p>⑤ 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満(⑥の場合を除く。) -10点</p>	<p>⑤ 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満(⑥の場合を除く。) -10点</p>
<p>⑥ 過去3年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満 -20点</p>	<p>⑥ 過去3年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満 -20点</p>
<p>なお、ここでいう年度とは就労継続支援A型事業所等における暦1年間の会計年度のことを想定している。このため当該就労継続支援A型事業所等の会計年度の終了日が3月31日と異なる場合は、例えば、3月31日以前に終了日がある直近の会計年度を前年度とし、当該会計年度における生産活動における生産活動収支の状況によりスコアを算定して差し支えない(例：毎年9月末日が会計年度の終了日である場合、令</p>	<p>なお、ここでいう年度とは就労継続支援A型事業所等における暦1年間の会計年度のことを想定している。このため当該就労継続支援A型事業所等の会計年度の終了日が3月31日と異なる場合は、例えば、3月31日以前に終了日がある直近の会計年度を前年度とし、当該会計年度における生産活動における生産活動収支の状況によりスコアを算定して差し支えない(例：毎年9月末日が会計年度の終了日である場合、令</p>

改正後	現 行
<p>和6年度のスコアの算定は、令和5年9月末日が終了日となる会計年度における生産活動収支の状況により算定)。</p> <p>また、利用者に支払う賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として当該就労継続支援A型事業所等が利用者に支払うすべてのものをいう。</p> <p>新規指定の就労継続支援A型事業所等における2年度目の生産活動のスコアの算定にあたっては初年度の実績(当該2年度目の前年度)により評価し、上記③(前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額以上である場合)又は上記⑤(前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額未満である場合)の区分に応じ、スコアを算定する。新規指定の就労継続支援A型事業所等における3年度目の生産活動のスコアの算定は、初年度の実績(当該3年度目の前々年度)及び2年度目の実績(当該3年度目の前年度)により評価し、上記②から⑤までの区分に応じ、スコアを算定する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>和6年度のスコアの算定は、令和5年9月末日が終了日となる会計年度における生産活動収支の状況により算定)。</p> <p>また、利用者に支払う賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として当該就労継続支援A型事業所等が利用者に支払うすべてのものをいう。</p> <p>新規指定の就労継続支援A型事業所等における2年度目の生産活動のスコアの算定にあたっては初年度の実績(当該2年度目の前年度)により評価し、上記③(前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額以上である場合)又は上記⑤(前年度における生産活動収支が前年度に利用者に支払う賃金の総額未満である場合)の区分に応じ、スコアを算定する。新規指定の就労継続支援A型事業所等における3年度目の生産活動のスコアの算定は、初年度の実績(当該3年度目の前々年度)及び2年度目の実績(当該3年度目の前年度)により評価し、上記②から⑤までの区分に応じ、スコアを算定する。</p> <p>また、令和6年度における就労継続支援A型サービス費の算定に係る<u>「生産活動」のスコアの算出については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度を「令和元年度」、前々年度を「平成30年度」、前々々年度を「平成29年度」に置き換えた実績で評価することも可能とする。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>